

## 第 3 回の小委員会における主な意見の概要

### 1. 著作権制度の意義について（著作権法制定時と今日）

- 明治時代から著作権は文化という捉え方であり、これからも文化ということに軸足を置いた上で考えていくことが必要。
- 文化芸術活動は私事性が強く、他から制限を受けないという自由権的な側面があるため、結果としてその成果物も強い権利を持つべきだということが基本にある。
- すべての創作物を平等に保護することが著作権法上の理念であり、すぐれた著作物だけを保護すべきといった考えを排除することが著作権法上求められている原理である。
- 著作権で保護される著作物となるための「創作性」については、独創性や新規性、進歩性といったものまで必要とされるものではないという前提は維持すべき。
- 著作物の排他的利用に関する権利を付与するという現行著作権法の考え方は維持すべき。
- ひらめいた段階で作れば偶然他人の著作物と同一・類似のものができるも著作権が発生する仕組みは非常に重要であり、きちんと押さえておくことが必要である。
- 著作権法が単に規制行政というよりは権利の調整とか、支援行政のようなものに流されている部分もあるような印象を受けて、もっと楽にしてあげられる部分があるのではないか。

### 2. 時代に適合した著作権保護の在り方

- 著作権制度や法律の限界を認識し、制度・法律以外のアプローチを検討すべき。
- 新たなビジネスモデル（プラットフォーム）の構築という観点から、（コピープロテクションの段階を超えて）利用許諾の電子化ということを考えてはどうか。
- ネット時代では最低限の問い合わせ先をどこかに置くことが必要。無償で簡易な登録制度を構築し、著作物を利用したい場合に著作権者と容易に連絡が取れるような仕組みを作るべき。
- 条約で求めている権利管理情報の整備は急務だと思うので、体系的、継続的にやるとよいと思う。
- 著作物の性格からして、人格権とビジネスを分けて処理するのではなく、著作権のビジネスモデルについて検討するにしても、人格権を念頭に置くことが必要。